

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

A. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え

当社は、「企業理念」に基づき、物流に貢献し、その持続的な発展と成長を支えることをその使命と考えます。また、株主・投資家を含む全てのステークホルダーの皆様と協業するとともに、その立場を尊重していくことが、企業としての持続的な成長と企業価値向上の実現につながると考えております。そのためには、コンプライアンスの徹底、経営の透明性の確保とともに、「迅速な意思決定によるスピード経営の実現」と「責任体制の明確化」が重要であり、その仕組みを構築し、機能させることがコーポレートガバナンスの基本的な考え方となります。この基本的な考えに基づき、コーポレートガバナンスの継続的な進化と充実に取り組めます。

【企業理念】

人と地球に優しい Eco-Logistics企業をめざします
パレットプールシステムにより 物流に貢献する企業をめざします
お客様、社会から 信頼される企業をめざします

B. コーポレート・ガバナンスに関する具体的な施策の実施状況

当社は監査役会設置会社です。

取締役会は、社外取締役3名を含む10名で構成され、原則として毎月1回及び必要に応じて随時開催しており、重要な業務執行の決議、法令並びに定款で定めのある事項の決議、および業務執行の監督を行っています。取締役の任期は1年とし、取締役の各事業年度の経営に対する責任の明確化を図っています。

監査役会は、社外監査役3名で構成され、原則として毎月1回及び必要に応じて随時開催しています。監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議へ出席し、経営全般並びに個別案件に関して客観的かつ公平に意見を述べ、また、適法性や内部統制の状況を調査することなどによって、取締役の職務の執行を監査しています。さらに、重要な書類などの閲覧、主要な支店への往査を行い、これらの結果を監査役会及び取締役会に報告しており、業務執行部門の職務の執行を監査しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【対象コード】

2021年6月の改訂後のコードに基づいて記載しています。

【補充原則1 - 2 議決権の電子行使のための環境整備】

当社は、現在「議決権電子行使プラットフォーム」の利用や招集通知の英訳は行っていません。今後、海外投資家の増加等の状況を見つつ、議決権の電子行使を可能とする環境づくりや招集通知の英訳も進めて参ります。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度は現時点で導入しておりません。

【補充原則4 - 1 後継者計画の策定・運用】

CEO等の育成は会社の持続的な成長に必要であり、当社取締役会は、育成について監督を行うための体制作りを行って参ります。

【補充原則4 - 3 経営陣幹部の選任・解任】

経営陣幹部の選任や解任について、今後、指名・報酬委員会を設置し、手続きを明確にする体制づくりを進めて参ります。

【補充原則4 - 3 及び4 - 3 CEOの選任・解任】

当社取締役会は、代表取締役社長の選任にあたり、経営を実現するために手腕を発揮できる人材の中から、人格・見識、企業経営の経験、法律・会計等の専門性、学識経験など多様なスキルを有している人材を、今後設置する指名・報酬委員会の中で十分に審議のうえ、選任して参ります。また、解任すべき事例が発生した場合においても、今後設置する指名・報酬委員会において十分審議を行います。

【補充原則4 - 8 独立社外取締役と経営陣、監査役会との連携体制】

当社では、「筆頭独立社外取締役」は決定していませんが、定期的に経営陣と社外取締役・社外監査役との意見交換会を開催するなど、経営陣との連携・調整が図れる体制となっております。

【原則4 - 10 任意の仕組みの活用】

当社は、現在任意に設置する委員会は設けておりませんが、指名・報酬委員会を設置することで、統治機能を更に高めて参ります。

【補充原則4 - 10 指名・報酬委員会の設置】

当社は監査役会設置会社であり、独立社外取締役を2名選任しております。経営幹部の指名・報酬などに対する取締役会の機能については、取締役会において、独立した社外取締役及び社外監査役から客観的な立場で助言を得ておりますが、指名・報酬委員会を取締役会の下に設け、取締役会の機能の独立性・客観性・説明責任を強化して参ります。

【原則4 - 11 取締役会全体の実効性の分析・評価】

取締役会の実効性に関する分析及び評価はこれまで実施していませんが、実効性の向上という観点から、今後分析・評価を実施し、その結果を開示して参ります。

【原則4 - 13 情報入手と支援体制】

当社取締役及び監査役は、その職務を遂行する上で必要となる情報について、関連する本社各部に対して情報や資料の提供を求めております。また、支援体制については、取締役会・監査役会の事務局である総務部が中心となり対応しております。

取締役会の各議案に関する資料の内容、分量、および事前配布や説明のタイミング等については、「取締役会の実効性評価」に関する確認、検証事項としており、その評価を通じて、情報の円滑な提供が確保されているかを確認して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示事項については、開示14原則に加え、基本原則・原則・補充原則の83原則に対して、当社の対応方針、および実施内容について、「コーポレートガバナンス・コードへの当社対応方針および取組み」に掲載しており、巻末および当社ホームページにてご覧いただけます。

(コーポレートガバナンスに関するホームページURL)

<https://www.npp-web.co.jp/company/investors/cg.php>

【対象コード】

2021年6月の改訂後のコードに基づいて記載しています。

なお、開示14原則に関する実施内容は下記の通りとなります。

【原則1 - 4 政策保有株式】

(1) 政策保有株式に関する方針

政策保有株式に関しましては、円滑な事業運営、資金調達、取引関係の維持・強化などを目的として、中長期的な経済合理性や将来見通しを総合的に勘案したうえで、限定的に検討して参ります。

(2) 政策保有株式にかかる検証の内容

政策保有株式については、毎年、保有目的、合理性を取締役会で検証し、事業環境の変化等により保有の必要性を検討しております。

(3) 政策保有株式にかかる議決権行使基準

政策保有株式の議決権行使については、以下の議案に反対いたします。

1. 株式の保有目的との整合性が取れなくなる恐れがある議案
2. 取引関係の維持・拡大を阻害する議案

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役、監査役における当社との取引については、毎年、調査を行うとともに、「関連当事者の開示に関する会計基準」等の法令に基づき、有価証券報告書にて適正に開示しております。現在、該当する取引はありません。

【補充原則2 - 4 中核人材の登用等における多様性の確保】

< 多様性の確保についての考え方 >

(1) 女性の管理職への登用

今後人材育成を行い、適性を判断したうえで管理職への登用を行って参ります。

(2) 外国人及び中途採用者の管理職への登用

今後採用した場合は、適性を判断したうえで管理職への登用を行って参ります。

(3) その他の事項

当社はこれまで管理職の多くが出資会社からの出向受け入れとして対応してきましたが、今後は新卒、中途採用を計画的に行い、管理職としての育成を行って参ります。

< 多様性の確保の自主的かつ測定可能な目標 >

(1) 女性の管理職への登用

2025年までに更に1名以上を管理職に登用します。

(2) 外国人及び中途採用者の管理職への登用

今後採用した場合は、その時点で目標を設定します。

< 多様性の確保の状況 >

(1) 女性管理職の登用

2020年10月に女性社員1名を課長職として登用しました。

(2) 外国人及び中途採用者の管理職への登用

これまで採用実績がありませんが、今後は必要に応じ採用を計画的に行うこととしています。

< 多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針、その状況 >

採用にあたっては、多様な人材の確保に努めます。また、多様な人材が活用できるよう、育成に取り組めます。さらに、必要があれば社内環境整備を行います。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度は現時点では導入していません。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

当社は下記のとおり情報発信をしております。

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社では下記の企業理念を定め、これらを踏まえた3カ年の経営計画に基づき経営を遂行しています。

【企業理念】

人と地球に優しい Eco-Logistics企業をめざします

パレットフルシステムにより 物流に貢献する企業をめざします

お客様、社会から 信頼される企業をめざします

- ()本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と方針
従来基本5原則についてのみ考え方を開示していましたが、補充原則を含めた83原則について考え方を定め、開示致します。
- ()取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
役員報酬については株主総会の中で限度額について決議頂き、個々の報酬については役員報酬規程(内規)に基づき、代表取締役社長が決定することとしています。なお社長に一任することについては取締役会で決議頂いております。今後は指名・報酬委員会を設置し、審議して参ります。
- ()取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
取締役・監査役候補者については、培ってきた経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かすことを基本方針として選定、取締役会の決議により決定しております。今後は指名・報酬委員会を設置し、審議して参ります。
- ()取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
当社は、取締役及び監査役候補者の経歴および選任理由について、定時株主総会招集ご通知に記載し、ホームページにおいて開示しております。

【補充原則3 - 1 サステナビリティについての取組み等】

< サステナビリティについての取組み >

2022年4月から予定している次期経営計画においては、サステナビリティについての取組みを決定し進めて参ります。

従来、当社の企業理念は、

環境(Enviroment)

人と地球に優しい Eco-Logistics企業をめざします

社会(Social)

パレットプールシステムにより 物流に貢献する企業をめざします

企業統治(Governance)

お客様、社会から 信頼される企業をめざします

の3項目を掲げており、これらを踏まえた経営戦略について、よりわかりやすい具体的な情報を開示・提供して参ります。

< 人的資本、知的財産への投資等 >

人的資本や知的財産への投資等について、今後、情報を開示・提供して参ります。

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任範囲】

当社取締役会は、「取締役会規則」、「組織及び職務権限規程」に従い、法令、定款に定める事項及び重要な業務執行事項を決定しており、概要について開示して参ります。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の選任に当たっては、東京証券取引所の独立役員に関する判断基準を満たすことを条件に、当社の経営に対し助言・監督ができる、高い見識を持つ候補者を選任することとしております。

【補充原則4 - 10 独立した指名委員会・報酬委員会の設置による独立社外取締役の適切な関与・助言】

当社は監査役会設置会社であり、独立社外取締役を2名選任しております。経営幹部の指名・報酬などに対する取締役会の機能については、取締役会において、独立した社外取締役及び社外監査役から客観的な立場で助言を得ておりますが、指名・報酬委員会を取締役会の下に設け、取締役会の機能の独立性・客観性・説明責任を強化して参ります。

【補充原則4 - 11 取締役会全体の考え方と選任手続き】

当社の取締役候補者の選任にあたっては、取締役会の運営が効果的、効率的に実施できるように、豊富な知識と幅広い経験、実績等のバランス、多様性を勘案し、総合的に判断し決定しています。

【補充原則4 - 11 取締役・監査役の他社兼任】

取締役及び監査役の他社役員の兼任状況については、毎年、定時株主総会招集ご通知及び有価証券報告書を通じ開示しています。

【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性に関する分析・評価】

取締役会の実効性に関する分析及び評価はこれまで実施していませんが、実効性の向上という観点から、今後分析・評価を実施し、その結果を開示して参ります。

【4 - 14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

新任取締役は就任時、外部セミナーの受講等、その役割、責務に係る理解を深める場を提供します。また、就任後においても、それぞれ担当する分野についての専門的知識を高めるため、各セミナーへ積極的に参加して参ります。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、毎年株主総会以外に、アナリストに対しての説明会を開催しております。(2020年度・2021年度についてはコロナ感染拡大により中止)また、IR担当を限定し、株主に適正な投資判断を行っていただくために、インサイダー情報管理に留意しながら迅速に情報開示を行う等、個人投資家との対応も積極的に参ります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本貨物鉄道株式会社	194,200	11.54
NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社	180,000	10.70
株式会社SBI証券	84,200	5.00
株式会社三菱UFJ銀行	84,000	4.99

株式会社南都銀行	60,000	3.57
泉北高速鉄道株式会社	40,000	2.38
株式会社日本カストディ銀行(三井住友信託銀行再信託分・近畿日本鉄道株式会社退職給付信託口)	40,000	2.38
株式会社池田泉州銀行	40,000	2.38
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	40,000	2.38
三井住友信託銀行	40,000	2.38

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名

社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
吉田 昌功	他の会社の出身者													
永田 浩一	他の会社の出身者													
佐々木 康真	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 昌功		近鉄不動産株式会社 代表取締役会長 近鉄グループホールディングス株式会社 顧問 福山通運株式会社 取締役 テレビ大阪株式会社 取締役 大阪商工会議所 副会頭	吉田昌功氏につきましては、近鉄グループホールディングス株式会社において取締役社長を経験し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏の社外取締役としての提言や意見表明により、当社の企業価値・コーポレートガバナンスの向上が期待できるものと判断しております。
永田 浩一		全国通運株式会社 代表取締役社長	永田浩一氏につきましては、日本貨物鉄道株式会社入社後、要職を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏の社外取締役としての提言や意見表明により、当社の企業価値・コーポレートガバナンスの向上が期待できるものと判断しております。
佐々木 康真		日本貨物鉄道株式会社 関西支社 営業部長	佐々木康真氏につきましては、日本貨物鉄道株式会社入社後、要職を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏の社外取締役としての提言や意見表明により、当社の企業価値・コーポレートガバナンスの向上が期待できるものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査は、仰星監査法人と監査契約をしており、定期的な監査・意見交換のほか、都度助言や指導を受けております。常勤監査役は、会計監査人との定期的な情報交換のほか、適宜意見交換の連携を図っております。

内部統制面では、相互牽制が十分に機能する組織を基本とし、各部門の業務運営が適正に機能しているかを、社長直轄の内部監査部(部長1名)が監査計画に基づき監査を実施し、監査役との相互連携の充実に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉田 豊	その他													
澁澤 洋	他の会社の出身者													
増田 義明	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 豊		独立役員に指定しております。 2021年6月 当社社外監査役	<独立役員指定理由> 吉田監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、非営利法人(大阪商工会議所)出身のため特に独立性が高いと判断され、また常勤であることによって、監査役として果たすべき職責をより実効的に果たしうることが多いと思われるため。

澁澤 洋	京北高速鉄道株式会社 代表取締役常務 2014年6月 当社社外監査役	澁澤洋氏は、金融機関及びその他企業における豊富な経験から、経営面でのアドバイスをいただくため。
増田 義明	戸田建設株式会社 常勤顧問 2022年6月 当社社外監査役	増田義明氏は、金融機関及びその他企業における豊富な経験から、経営面でのアドバイスをいただくため。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

当社は、従来から業績を勘案し「利益処分による役員賞与」を制度化しておりましたが、会社法の改正により役員報酬(役員給与)制に変更しております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示
開示手段は、有価証券報告書

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

第50期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)
取締役及び監査役に支払った報酬
取締役: 11名 55,096千円(うち社外取締役4名 6,228千円)
監査役: 4名 12,882千円(うち社外監査役4名 12,882千円)

(注)取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を含む監査役の職務の補助について、内部監査部門である監査部長が業務上必要な連絡を行い、必要な情報を都度提供します。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主重視の経営を基本とし、意思決定の迅速化及び経営の健全性を高めるための体制を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、公正な経営を実現するとともに、透明性を高め、株主さまから信頼される経営を目指しております。これの実現にあたり、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題であると認識し、取締役会及び監査役会の機能強化、監査体制の強化、コンプライアンス体制の構築に努めております。

2. 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況等

a. 経営の意思決定につきましては、迅速かつ的確な判断を行うため、月1回の取締役会の開催に加え、経営判断にかかわる重要事項が発生した場合には、臨時取締役会を適宜開催できる体制を取っております。

b. 業務執行に関する意思決定をさらに迅速化するため、毎月常勤取締役による経営会議を開催して、重要かつ緊急性の高い経営課題に絞って討議し、対応方針を決定しています。

c. 経営の管理機能につきましては、社外取締役の監督機能、監査役3名の取締役会への出席など、取締役の業務執行状況の監督を行うとともに、管理機能を充実させるため弁護士事務所、税理士事務所との顧問契約による指導、会計監査人である有限責任監査法人トーマツによる会計監査を受けています。

d. 当社の内部監査人及び監査役監査の組織は、監査部長1名、社外監査役3名(常勤1名、非常勤2名)で構成しており、監査情報の交換のため随時監査役会及び有限責任監査法人トーマツと連絡調整を行っております。監査部長は、監査計画にもとづいて臨店監査及び書面監査等の内部監査を実施し、適宜監査役への報告を行っています。監査役監査は、監査部及び各部・各支店長と連携しながら、主要な支店の往査を通じた監査を行っています。

e. 会計監査人は、有限責任監査法人トーマツを選任しています。同監査法人は、独立の第三者の立場から監査を実施しており、当社の内部監査部門及び監査役会との連携を図りながら、年間会計監査計画にもとづき、当社の監査を行っています。

f. 内部監査、監査役監査及び会計監査人監査を独立的かつ相互補完的に遂行することによって、客観性を維持した監査体制を構築しています。

g. 当期に同監査法人において監査業務を執行した公認会計士の氏名は、指定有限責任社員業務執行社員西方実および上坂岳大であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他8名であります。

h. 当社は、社外取締役及び社外監査役による経営管理体制の強化に努めておりますが、当社とこれら社外役員との間に人的関係、資本的関係等はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役・社外監査役を招聘し、経営監督機能を強化することが、コーポレート・ガバナンスの強化に必要であり、株主の皆さまからの信頼を得る上で必要な体制であるとの考えであることから、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した株主総会日を設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を2021年6月25日開催の第49期定時株主総会から導入しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト、機関投資家及び個人投資家に向けてホームページで開催を案内し、年1回定期的に説明会を開催しています(今年度については新型コロナウイルス感染症の流行拡大による緊急事態宣言発出のため中止しました。)	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:総務部 IR担当役員 取締役経営推進本部長 山西 孝 IR事務連絡責任者 総務部長 喜多雅巳	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念・企業行動憲章・CSR規程において各ステークホルダーの尊重について規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	エコルールマーク協賛を推進し、パレットの全国回送にJRコンテナを活用するなどモデルシフト推進に協力しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムについて

取締役及び従業員が、法令及び定款その他の社内規則及び社会通念などを遵守した行動をとるための規範として、「日本パレットプール行動憲章」を規定し、当社が企業活動を行っていくうえで果たすべき役割と責任を明確にしています。この行動憲章を具体化して、全従業員が法令を遵守して倫理性を確保するための行動指針として、「CSR規程」を制定しています。具体的な活動としては、本社に社長を委員長とする「CSR委員会」を設置して、全社的なコンプライアンスの推進を図ると同時に、本社及び各支店の従業員のコンプライアンスの徹底を図っています。また、従業員の法令等の違反及び不正行為、その他の企業倫理に反する行為を防止もしくは早期に発見して是正するため、「内部通報制度」を導入して運用しています。なお、会社法施行にともない、2006年5月26日に「内部統制システム基本方針」について決議、制定を行いました。その後、会社法改正にともない、2015年6月25日に内部統制システム基本方針の一部改定を決議しました。

2. リスク管理体制について

企業経営に重大な影響を及ぼすリスクの未然防止及び万一発生する非常事態への迅速かつ的確な対応を行う危機管理体制の確立を目的として、「危機管理規程」を制定しております。大規模災害などの非常事態が発生し、事業継続が危ぶまれる場合は、対策本部を設置し、対応することとしております。また、通常の事業活動において発生するリスクについては、本社の役員、部長以上のメンバーによる毎週の定例ミーティングにおいて、情報交換・情報共有を行い、必要に応じて関係部署において対応措置を取ることなどを意思確認し、未然防止に努めております。

3. 内部監査体制について

本社に監査部を設置しています。内部監査部門は、「内部監査規程」に従い、従業員の職務の執行が法令及び定款等にもとづいて適正に行われているか臨店監査及び書面監査等の内部監査を実施し、適宜監査役に報告しています。また、内部監査部門は、経営上発生する損失の危険を防止するために、「内部監査規程」に従って、指導・助言・勧告を行っています。監査役監査及び会計監査に係る体制につきましては、「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の記述をご参照ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力や団体との一切の取引を許さない業務運営を図ることが企業の社会的責任であることを十分認識し、社会的正義を实践すべく、毅然とした態度で臨みます。反社会的勢力とのあらゆる関係を遮断する基本方針は、「日本パレットプール行動憲章」「CSR規程」に明文化し、役員、従業員がその基本方針を遵守するよう教育体制を構築します。

また、社内に対応統括部署を設け、平素から外部の専門機関等から情報収集を行うとともに、反社会的勢力を排除すべく社内に向けて対応方法等の周知を図ります。事案の発生時に備え、反社会的勢力への資金提供は絶対に行わないとの確固たる方針のもと、関係行政機関や顧問弁護士その他の外部の専門機関と緊密に連携し、速やかに対処できる体制を構築します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、投資家に適時適切な会社情報の開示を行うことを基本に、重要な事項、事実の発生等があった場合、取締役会規程等に基づき、取締役会に付議・決議、又は報告を行うとともに、適時開示規則等に則り開示すべき事項については、代表取締役社長又は開示の責任者として定められた者が、決議後、迅速かつ適切に開示を行う体制を構築しています。

なお、適時開示の社内体制の概要は、「情報開示に関する体制図」のとおりです。
【ディスクロージャーポリシー】

1. 基本方針

当社は、金融商品取引法に定める「フェア・ディスクロージャー・ルール」の趣旨を尊重し、公正で透明性の高い情報の適時、適切な開示と、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様との対話を通じ、コミュニケーションの充実と信頼関係の維持・向上を図るとともに、企業経営の質を高め、持続的な企業価値の向上に努めます。

2. 情報開示の基準

当社は、関係法令や東京証券取引所が定める規則に基づき、当社に関する開示すべき重要情報を適切に管理し、開示内容の正確性を確保しつつ開示します。重要情報とは、具体的には、インサイダー取引規制の対象となる情報、および公表前の確定的な決算情報であって有価証券の価額に重要な影響を与える情報を指します。

また、法令や開示に関する規則等に定められた情報以外に、当社の経営方針や事業内容に対する理解を深めるために有用であると当社が判断する情報（以下、「有用な情報」）についても、積極的に開示します。

3. 情報開示の方法

当社は、重要情報の開示については、金融商品取引所の適時開示情報伝達システム（TDnet）、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）を通じて行うとともに、開示後、速やかに当社ホームページにその内容を掲載します。

また、有用な情報についても、ニュースリリース、記者会見、説明会、当社ホームページへの資料掲載等を通じ、広く社外へ発信します。

4. 情報開示に関する社内体制

当社は、株主・投資家との対話を促進するため、経営推進本部担当取締役がIR活動を統括します。情報開示については、総務部を事務局とし、総務部、財務部、経営企画部による情報開示の方針、情報開示活動の適切性に関する協議に基づき、取締役会においてディスクロージャーポリシーを決定しています。

当社は、このディスクロージャーポリシーに基づき、代表取締役社長または各開示情報を所管する担当役員を責任者として、情報開示を行います。

取締役会は、経営推進本部担当取締役から報告される情報開示活動について、内容を共有するとともに、適切性を確認します。

5. 株主・投資家との対話とフィードバック

株主・投資家との対話は、経営推進本部担当取締役がその任にあたるとともに、内容や日程等を勘案のうえ、代表取締役社長および経営推進本部担当取締役が面談に臨みます。

対話の方法は、個別面談に加え、通期・第2四半期に決算説明会を開催します。また、証券会社の主催するスモールミーティングやIRカンファレンス等に参加し、対話機会の創出に努めます。

対話を通じていただいた意見等は、経営推進本部担当取締役を通じて、定期的に取締役会へフィードバックされます。また、経営幹部ならびに社内関係者へも共有し、企業活動への反映を図ります。

6. 未公表の重要情報の取扱い

未公表の重要情報が、一部の資本市場参加者のみに選別的に開示されることのないよう、当該情報に関わる関係者に対し、ディスクロージャーポリシーの趣旨および情報管理の重要性について周知徹底を図ります。

7. 沈黙期間

当社は、決算情報の漏洩防止と開示の公正性の確保を目的に、決算期末日の翌日から決算発表日までを沈黙期間とし、決算の内容や業績の見通し、計画に関するお問合わせへの対応を差し控えます。ただし、この沈黙期間中に業績予想を大きく外れる見込みが出てきた場合には、法令や開示に関する規則に従い、適宜公表します。

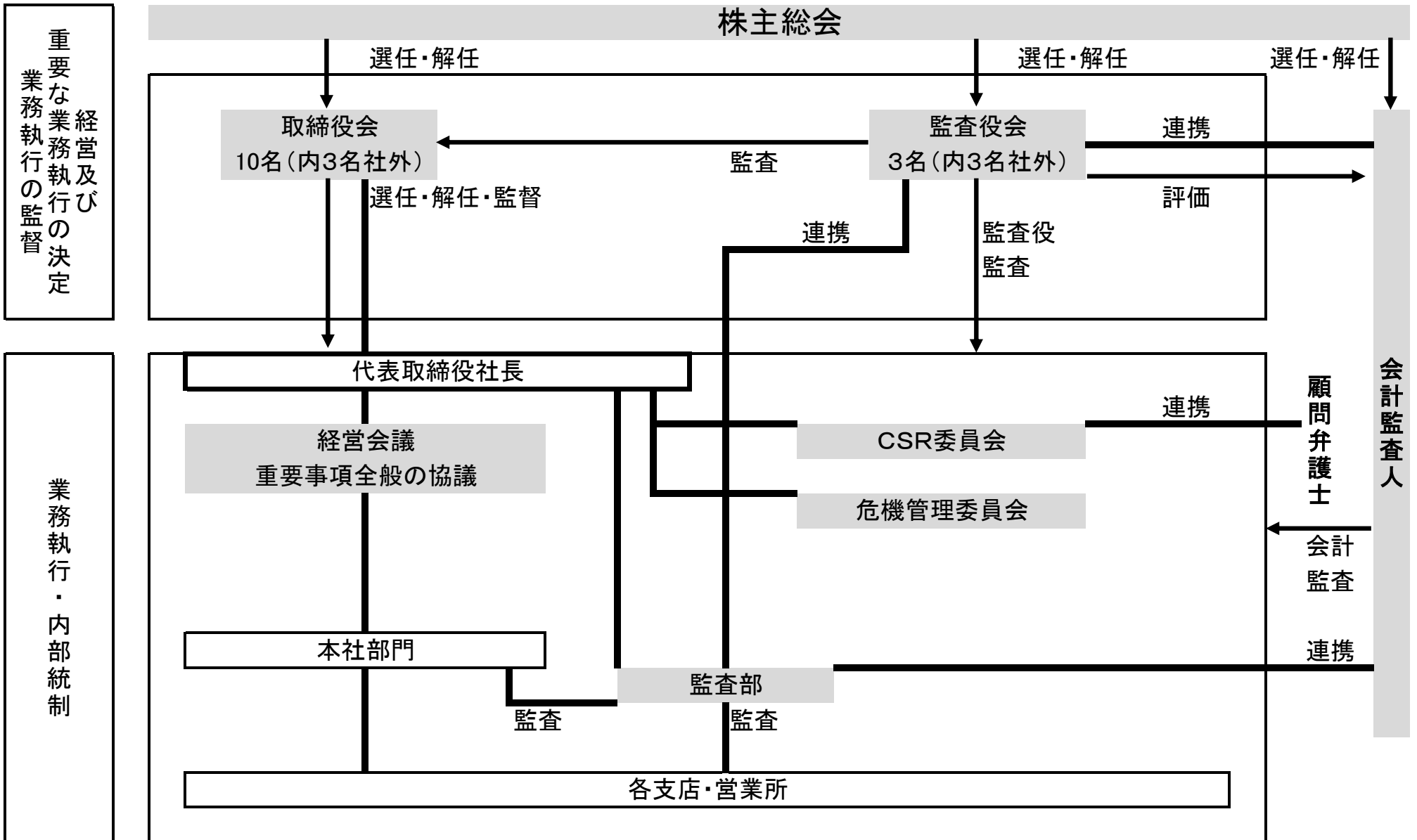
8. 業績予想および将来予測

当社が開示する業績予想および経営戦略等に関する将来予測は、開示日現在において入手し得る情報に基づき合理的であると判断される一定の前提に基づくものであり、実際の業績は、様々な要因により、開示した予想・予測と異なる可能性があります。

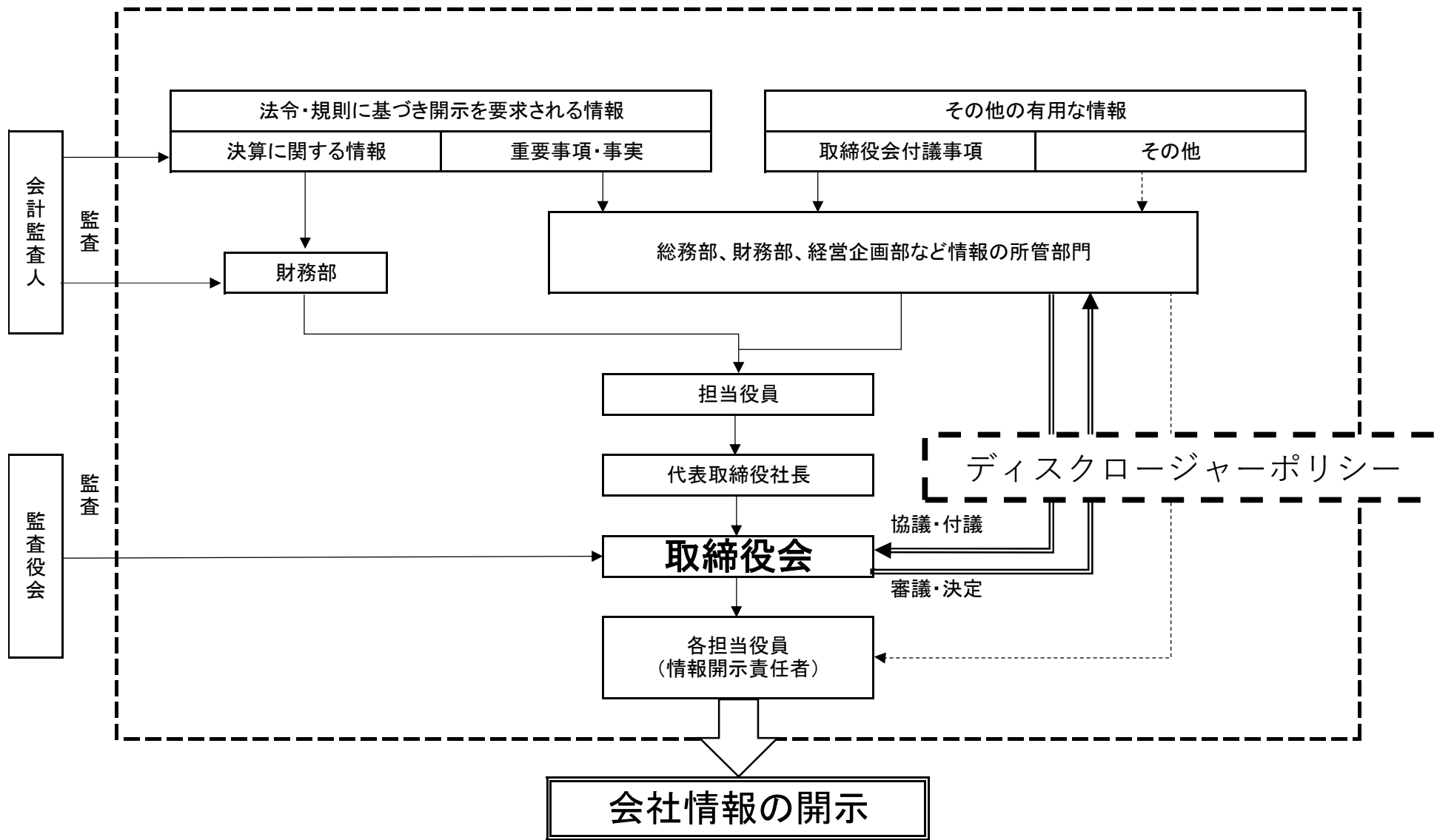
9. 第三者による業績予想等

当社は、当社に関する第三者によるいかなる意見や推奨、業績予想等について、原則としてコメントしません。ただし、著しい事実誤認や間違いがあれば、その旨指摘することがあります。

コーポレートガバナンス体制図



情報開示に関する体制図



**コーポレートガバナンス・コード
への当社対応方針と取組み
(2021年11月)**

日本パレットプール株式会社

第1章 株主の権利・平等性の確保

【基本原則1】

コンプライ

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、国内外の株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対し、金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所の定める適時開示等に係る規則を遵守し、株主の権利が実質的かつ平等に確保されるように迅速、正確、公平な情報提供に努めております。

具体的には、

- ・株主総会開催日をいわゆる集中日を避け開催
- ・株主総会招集通知の早期発送（株主総会の20日前までに発送）
※2021年度は6月4日発送
- ・2021年から株主総会招集通知を発送前（5月28日）にホームページに掲載

など株主の皆様へ配慮した取り組みを行っております。

【原則1-1. 株主の権利の確保】

コンプライ

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

当社は、株主総会が株主の皆様との建設的な対話の場であることを認識するとともに、株主の権利が実質的かつ平等に確保されるよう、速やかな情報開示と、株主総会における議決権の行使が円滑に行える環境の整備に努めております。

なお、2021年からはQRコードによる議決権行使の電子化を導入し、議決権行使の簡素化を行いました。

第1章 株主の権利・平等性の確保

【補充原則1-1①】

コンプライ

取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。

これまで株主総会で相当数の反対意見が投じられたことはありませんが、当社取締役会は、株主総会に提案した会社議案について、相当数の反対票が投じられた等、必要と判断した場合は、反対の理由や原因の分析を行って参ります。

また、分析の結果によっては、株主の皆様との対話を含め対応の要否を検討して参ります。

【補充原則1-1②】

コンプライ

上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。

他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

当社は、経営判断の機動性の観点から、法令及び定款の定めにより、株主総会における決議事項の一部のほか、経営に関わる重要事項については取締役会において決定しております。

当社取締役会は、社外取締役3名を含む取締役10名及び社外監査役3名が出席し、経営判断の専門性及び客観性を確保しております。

第1章 株主の権利・平等性の確保

【補充原則1-1③】

コンプライ

上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。

とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、会社法に定められている議題提案権や違法行為の差止め、株主代表訴訟提起等、一定割合以上の株式数を持つ株主でなければ行使できない少数株主権について、当社株式取扱規則第12条により、権利行使の手続き等を定め、適法かつ適正に対処するよう配慮しております。

(少数株主権等の行使手続)

第12条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名または記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

【原則1-2. 株主総会における権利行使】

コンプライ

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

当社は、株主総会が株主の皆様との建設的な対話の場であるとともに、会社の基本的な方針や重要な事項を決定する最高意思決定機関であることを認識し、株主総会に株主様自身が出席して、質問または意見を述べるなど、決議に加わることができる権利として議決権の行使を確保しております。

また、株主総会に出席できない株主の皆様意思を総会決議に反映させる手段として、代理人による議決権行使、郵送及びインターネット等による議決権行使を導入しており、株主の皆様の実質的な権利を確保しております。

第1章 株主の権利・平等性の確保

【補充原則1-2①】

コンプライ

上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

当社は、法令及び東京証券取引所の有価証券上場規程に基づく開示はもとより、当社ホームページにおいて株主・投資家の皆様向けに株主総会関連書類を含むIR情報やニュースリリースなどの会社情報を適時かつ積極的に発信しております。

【補充原則1-2②】

コンプライ

上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnetや自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

当社は、定款の定めにより3月31日を基準日とし、法令に基づく決算処理及び、それに係る会計監査の期間を一定期間確保した上で、「定時株主総会招集ご通知」の早期発送に努めております。

また、定時株主総会の4週間前にTDnet及び当社ホームページにおいても「定時株主総会招集ご通知」の電子的公表を行っております。

※2021年度は5月28日に公表

【補充原則1-2③】

コンプライ

上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

当社は、株主総会が株主の皆様との建設的な対話の場であると認識しており、より多くの株主の皆様が出席できるよう、法令に基づく決算処理及び、それに係る会計監査の期間を考慮し、適切と考える日程を設定しております。

第1章 株主の権利・平等性の確保

【補充原則1-2④】

エクस्पライン

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。

特に、プライム市場上場会社は、少なくとも機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを利用可能とすべきである。

当社は、現在「議決権電子行使プラットフォーム」の利用や招集通知の英訳は行っていません。今後、海外投資家の増加等の状況を見つつ、議決権の電子行使を可能とする環境づくりや招集通知の英訳も進めて参ります。

【補充原則1-2⑤】

コンプライ

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

当社は、事前の通知があり、名義人である信託銀行等の委任状を持参し、出席者本人との確認が出来る場合、オブザーバーとしての入場を認めております。

【原則1-3. 資本政策の基本的な方針】

コンプライ

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

当社は、安定的かつ持続的な成長を可能にするため、強固な財務基盤の維持向上に努めます。

かかる強固な財務基盤の維持向上を前提として、長期的な安定配当を基本方針としながら、配当性向とROE（株主資本利益率）を指針として資本効率に配慮し、ステークホルダーに適正に利益を還元してまいります。

第1章 株主の権利・平等性の確保

【原則1 - 4. 政策保有株式】

コンプライ

上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。

また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。

(1) 政策保有株式に関する方針

政策保有株式に関しましては、円滑な事業運営、資金調達、取引関係の維持・強化などを目的として、中長期的な経済合理性や将来見通しを総合的に勘案したうえで、限定的に検討して参ります。

(2) 政策保有株式にかかる検証の内容

政策保有株式については、毎年、保有目的、合理性を取締役会で検証し、事業環境の変化等により保有の必要性を検討しております。

(3) 政策保有株式にかかる議決権行使基準

政策保有株式の議決権行使については、以下の議案に反対いたします。

1. 株式の保有目的との整合性が取れなくなる恐れがある議案
2. 取引関係の維持・拡大を阻害する議案

【補充原則1 - 4 ①】

コンプライ

上場会社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。

当社は、政策保有株式として当社株式を保有している株主からその売却意向を受け取った場合、売却などを妨げるような行為は致しません。

第1章 株主の権利・平等性の確保

【補充原則1 - 4 ②】

コンプライ

上場会社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行うべきではない。

当社は、政策保有株主との取引において、その取引の合理性のみで取引の条件を取り決め、またその継続を判断しており、株式保有を理由に非合理的な取引は致しません。

【原則1 - 5. いわゆる買収防衛策】

コンプライ

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。

その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社は、経営陣・取締役会の保身を目的とした買収防衛策を導入する予定はありません。

第1章 株主の権利・平等性の確保

【補充原則1-5①】

コンプライ

上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

当社株式の大量買付け行為を行おうとする者に対しては、大量買付け行為の是非を株主の皆様適切に判断いただくために必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、当社の企業価値の向上に資するものであるか等の視点に基づいて、独立社外役員を含む取締役会において慎重に検討して参ります。

その意見等を速やかに開示することで、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

また、株主が公開買付けに応じることについては、株主の権利を尊重し、不当に妨げることはいたしません。

【原則1-6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策】

コンプライ

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社は、支配権の変動や大規模な株式の希釈化をもたらす資本政策を行う際、独立性の高い社外役員等の意見を尊重しつつ、その検討過程や実施の目的等の情報を速やかに公表するとともに、必要に応じて、株主総会や決算説明会等での説明を行うなど、株主の皆様への十分な説明に努めてまいります。

第1章 株主の権利・平等性の確保

【原則1－7. 関連当事者間の取引】

コンプライ

上場会社がその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

当社は、取締役、監査役における当社との取引については、毎年、調査を行うとともに、「関連当事者の開示に関する会計基準」等の法令に基づき、有価証券報告書にて適正に開示しております。現在、該当する取引はありません。

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【基本原則2】

コンプライ

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

当社は、「企業理念」及び「日本パレットプール行動憲章」を制定しており、行動憲章では、

3. 社会に開かれた企業として、株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを積極的に行い、企業経営全般にわたる情報を適時適切公正に開示します。
 4. 従業員の人格、個性、自主性を尊重するとともに、快適で働きやすい職場環境をつくりあげ、ゆとりと豊かさを実現します。
 5. 環境問題への取り組みは、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動し、環境保護に貢献します。
 6. 良い企業市民として、積極的に社会貢献活動を行います。
- と定める等、持続的成長と企業価値向上に取り組んでいます。

また、取締役会・CSR委員会・経営者のリーダーシップのもと、「企業理念」「行動憲章」に則り、ステークホルダーの皆様の権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に取り組んでいます。

【原則2-1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

コンプライ

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

当社は、「企業理念」および「日本パレットプール行動憲章」を制定し、企業価値の向上を図るため、存在意義を明文化しております。

【企業理念】

人と地球に優しい Eco-Logistics 企業をめざします
パレットプールシステムにより物流に貢献する企業をめざします
お客様、社会から信頼される企業をめざします

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【原則2-2. 会社の行動準則の策定・実践】

コンプライ

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。

取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

当社は、「企業理念」において「お客様、社会から信頼される企業を目指す」という、企業としての在り方を明文化しております。

さらにそれを具現化するために「日本パレットプール行動憲章」や「CSR規程」「CSR委員会規程」を定めており、取締役会の決議により改廃を行っております。

取締役会は、これら企業理念や諸規程について必要に応じて見直しを図るなど、重要な施策について適宜議題としております。

上記の行動準則については、社内イントラネットでも閲覧できるようにしています。その他に階層別研修、新規雇用者研修などの集合教育、職場における教育、eラーニングの実施により周知しております。

【補充原則2-2①】

コンプライ

取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

当社は、全従業員を対象とした無記名のコンプライアンスに関する意識調査（アンケート）を2017年より毎年実施しております。

意識調査では、コンプライアンス全般の浸透度合いを把握するように努め、調査結果については全役員及び従業員に開示するとともに、調査結果に基づいた対策を具体的に指示しております。

意識調査の内容は全般的なコンプライアンス意識の把握だけでなく、行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が育まれているかを確認するため、形式的な遵守確認に終始しないよう配慮し、行動準則の浸透度の確認をいたします。意識調査結果を踏まえ、浸透度の低い事項について個別に改善するよう取り組んでおります。

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【原則2-3. 社会・環境問題をはじめとする
サステナビリティを巡る課題】

コンプライ

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

当社は、「企業理念」の最初の項目として、
「人と地球にやさしいEco-Logistics企業を目指します」を掲げ、豊かな未来を創るという、企業としての在り方や社会との係わり方を明文化しております。これらを具現化するため、社内にCSR委員会を設置し、「社会貢献グループ」「環境経営グループ」「リスクマネジメントグループ」に分かれ、テーマに即した取り組みを積極的に行っています。

【補充原則2-3①】

コンプライ

取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。

当社は、持続的成長と企業価値向上のESG経営を推進していくために、環境経営・社会貢献・リスクマネジメント・ガバナンス（安全・コンプライアンス・品質）に関する取り組みは必須の課題であると認識し、取締役会においては、重要なリスク管理であるとともに収益機会でもありとして、議題としております。

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【原則2-4. 女性の活躍促進を含む社内
多様性の確保】

コンプライ

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

当社は、「日本パレットプール行動憲章」の中で、

3. 社会に開かれた企業として、株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを積極的に行い、企業経営全般にわたる情報を適時適切公正に開示します。
 4. 従業員の人格、個性、自主性を尊重するとともに、快適で働きやすい職場環境をつくりあげ、ゆとりと豊かさを実現します。
- と定めております。

女性の活躍促進について明文化したものではありませんが、働きやすい職場環境の実現に向け、ワークスタイル変革や性別・年齢・国籍等にとらわれることなく、誰もが多様で柔軟な働き方を実現しながら個性を発揮しあう企業風土への変革を目指します。

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【補充原則2-4①】

コンプライ

上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示すべきである。

また、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示すべきである。

<多様性の確保についての考え方>

(1) 女性の管理職への登用

今後人材育成を行い、適性を判断したうえで管理職への登用を行って参ります。

(2) 外国人及び中途採用者の管理職への登用

今後採用した場合は、適性を判断したうえで管理職への登用を行って参ります。

(3) その他の事項

当社はこれまで管理職の多くが出資会社からの出向受け入れとして対応してきましたが、今後は新卒、中途採用を計画的に行い、管理職としての育成を行って参ります。

<多様性の確保の自主的かつ測定可能な目標>

(1) 女性の管理職への登用

2025年までに更に1名以上を管理職に登用します。

(2) 外国人及び中途採用者の管理職への登用

今後採用した場合は、その時点で目標を設定します。

<多様性の確保の状況>

(1) 女性の管理職への登用

女性社員の内、1名を次長職、1名を課長職として登用しています。

(2) 外国人及び中途採用者の管理職への登用

これまで採用実績がありませんが、今後は必要に応じ採用を計画的に行うこととしています。

<多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針、その状況>

採用にあたっては、多様な人材の確保に努めます。また、多様な人材が活躍できるように、育成に取り組みます。さらに、必要があれば社内環境整備を行います。

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【原則2-5. 内部通報】

コンプライ

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。

取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

当社は2008年8月に「内部通報規程」を制定、報告すべき行為として、

- ① 自らまたは他の社員の法令違反行為
- ② 自らまたは他の社員の社内規則に違反する行為
- ③ 特に重大な企業倫理違反と認められる行為
- ④ 財務報告の信頼性に重大な影響を与える行為
- ⑤ その他会社の社会的信用を低下させる行為

とし、報告先として、総務部又は指定弁護士事務所のいずれかとしています。今後も取締役会で運用状況について監督していきます。

【補充原則2-5①】

コンプライ

上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止に関する規律を整備すべきである。

2008年に制定した「内部通報規程」では経営陣から独立した窓口として、弁護士事務所を指定しています。

情報提供者に対する対応は、「内部通報規程」第7条第5項にて「事実の調査に際しては、通報者が社内で特定されないようにするなど、通報者のプライバシーに十分配慮しなければならない」ことを明記しています。

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

エクспレイン

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。

その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

当社は、企業年金制度は現時点では導入していません。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【基本原則3】

コンプライ

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社は、「企業理念」において、「お客様、社会から信頼される企業をめざします」として、株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを積極的に行い、企業経営全般にわたる情報を適時適切公正に開示することに努めています。

その実践のため、全てのステークホルダーの皆様に対して、法令に基づく開示以外の情報についても有用と判断する情報については、財務・非財務情報とも、ニュースリリースやホームページへの掲載等、様々な手段を通じて、適時、適切に情報開示を行い、積極的に広く社外に発信しております。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【原則3-1. 情報開示の充実】

コンプライ

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社は下記のとおり情報発信をしております。

- (i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社では下記の企業理念を定め、これらを踏まえた3カ年の経営計画に基づき経営を遂行しています。

【企業理念】

人と地球に優しい Eco-Logistics 企業をめざします
パレットプールシステムにより 物流に貢献する企業をめざします
お客様、社会から 信頼される企業をめざします

- (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

従来基本5原則についてのみ考え方を開示していましたが、補充原則を含めた83原則について考え方を定め、開示致します。

- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

役員報酬については株主総会の中で限度額について決議頂き、個々の報酬については役員報酬規程（内規）に基づき、代表取締役社長が決定することとしています。なお社長に一任することについては取締役会で決議頂いております。今後は指名・報酬委員会を設置し、審議して参ります。

- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査役の候補者については、培ってきた経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かすことを基本方針として選定、取締役会の決議により決定しております。今後は指名・報酬委員会を設置し、審議して参ります。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

- (v) 取締役会が上記 (iv) を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
当社は、取締役及び監査役候補者の経歴および選任理由について、「定時株主総会招集ご通知」に記載し、ホームページにおいて開示しております。

【補充原則 3 - 1 ①】

コンプライ

上記の情報の開示（法令に基づく開示を含む）に当たって、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

当社取締役会は、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様との長期的な信頼関係を構築するため、情報開示にあたっては、平易かつ具体的な記載を行うとともに、株主のアクセスが容易となる多様な方法で迅速、正確かつ公正公平に情報の開示をしております。

【補充原則 3 - 1 ②】

コンプライ

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

特に、プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきである。

当社では2020年度より決算短信について英語版を作成し、英語での情報の開示・提供を行っています。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【補充原則3-1③】

コンプライ

上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。

また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。

特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。

<サステナビリティについての取組み>

2022年4月から予定している次期経営計画においては、サステナビリティについての取組みを決定し進めて参ります。

従来、当社の企業理念は、

環境 (Environment)

-人と地球に優しいEco-Logistics企業をめざします

社会 (Social)

-パレットプールシステムにより物流に貢献する企業をめざします

企業統治 (Governance)

-お客様、社会から信頼される企業をめざします

の3項目を掲げており、これらを踏まえた経営戦略について、よりわかりやすい具体的な情報を開示・提供して参ります。

<人的資本、知的財産への投資等>

人的資本や知的財産への投資等について、今後、情報を開示・提供して参ります。

【原則3-2. 外部会計監査人】

コンプライ

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

当社では、財務報告の信頼性確保を責務とする外部会計監査人が、株主・投資家に対して責務を負っていると認識し、監査役会、財務部及び内部監査部門である監査部が連携して、外部会計監査人の日程の調整を含む適切な環境の提供を行うことによって、外部会計監査人の適正な監査を確保するよう努めております。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【補充原則3-2①】

コンプライ

監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

- (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定

当社監査役会は、外部会計監査人の職務遂行における適正性確保の体制、監査方針、計画、監査日数、時間、監査の方法、監査結果の報告内容等によって、外部会計監査人を評価し、選定しております。

評価にあたっては、外部会計監査人から監査実施報告書を受領して内容を確認することはもとより、外部会計監査人の監査講評への立会いに加え、外部会計監査人と意見交換会を持ち、情報の交換を実施するようにしております。

- (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

当社監査役会は、外部会計監査人の独立性については、

- ①会社との間に、経済的あるいは身分的に特別の利害関係のないこと。
- ②監査の実施、意見の表明など、監査手続の全般にわたって自己の信念に従い公正不偏であること。

が求められるものと判断しており、2021年度より新たに外部会計監査人として選定した「仰星監査法人」は、この要件を満たしているものと判断いたしております。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【補充原則3-2②】

コンプライ

取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
- (iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

(i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保

当社では、財務部、内部監査部門である監査部が、外部会計監査人との事前協議を実施の上、監査役の監査計画も踏まえて監査スケジュールを策定しております。また、監査時間については、監査役の監査計画が内部監査と連携するスケジュールとなるように常勤監査役と協議および監査役会での協議を行い、内部監査が監査役監査の補完機能を果たすように配慮しております。

(ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保

当社では、外部会計監査人からの要請に基づき、毎会計年度の会計監査の実施にあたって、社長、副社長、財務担当取締役他が参加するディスカッションの場を設けております。また、外部会計監査人からのアクセスの要請は、常勤監査役が第一義的に受け付けることとし、スケジュールの確保を含め確実にミーティングが行われるよう担保しております。各ミーティングには常勤監査役も出席しております。さらに、随時の要請にも積極的に応えるようにしております。

(iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保

当社では、外部会計監査人と監査役及び内部監査部門（監査部）相互について、監査役による内部監査への立会、監査役による外部会計監査人による監査への立会、四半期毎に開催する「監査報告会」等を通じて、十分な連携が確保されているものと判断しております。

また、内部統制（J-SOX）監査においては、全社的な内部統制の対象とする支店の選定はもとより、業務記述書に基づく内部統制監査にも関与を求めており、これらによって、外部会計監査人が当社の業務の内容により精通することを可能とする体制となっております。さらに、社外取締役との連携については、取締役会の事務局である総務部を通じて、必要に応じて対応しております。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

(iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

当社では、監査役が外部会計監査人から、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実がある旨の報告等を受けた場合には、監査役会において審議の上、必要な調査を行い、取締役に対して助言または勧告を行うなど必要な措置を講じることとしております。

第4章 取締役会等の責務

【基本原則4】

コンプライ

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

当社取締役会は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため、下記のとおり取り組みを行っています。

- (1) 当社取締役会では、経営計画、法令や定款に定める事項及び重要な業務執行事項を決定しております。経営計画については、社外取締役を含む取締役会にて協議を重ね3年毎に策定しています。
- (2) 計画の実現に向けた業務執行とその監督については、「取締役会規則」、「組織及び職務権限規程」を定めて、取締役と各部署の職務と責任を明確にすることで、適切なリスクテイクを支える環境整備を行っております。
- (3) 当社は、監査役会設置会社ですが、取締役会においては、業務執行の監督とより重要な業務執行の決定を行っております。また、業務執行の監督の実効性を高めるために、当社は、社外取締役3名・社外監査役3名（うち常勤監査役1名）を選任し、透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。

第4章 取締役会等の責務

【原則4-1. 取締役会の役割・責務（1）】

コンプライ

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

当社は「取締役会規則」、「組織および職務権限規程」を定め、規則の中で取締役会の決議事項や報告事項を明確にしております。

企業理念、経営計画については取締役会の決議事項として議論し確立しております。また、経営計画の進捗、取締役会で決定した重要な業務執行事項については、その進捗状況および結果について担当取締役より報告することとしております。

【補充原則4-1①】

コンプライ

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

当社取締役会は、「取締役会規則」、「組織及び職務権限規程」に従い、法令、定款に定める事項及び重要な業務執行事項を決定しており、概要について開示して参ります。

【補充原則4-1②】

コンプライ

取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。

仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

当社は、取締役会、経営会議において経営計画を決議し、目標の達成に向けて、最大限取り組んでおります。

経営計画の進捗状況や大型投資案件の結果、経過については、取締役会にて、担当取締役からの報告により分析を行っています。

第4章 取締役会等の責務

【補充原則4-1③】

エクスプレイン

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者（CEO）等の後継者計画（プランニング）の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行うべきである。

CEO等の育成は会社の持続的な成長に必要であり、当社取締役会は、育成について監督を行うための体制作りを行って参ります。

【原則4-2. 取締役会の役割・責務（2）】

コンプライ

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果敢な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的风险を反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

当社取締役会は、取締役からの提案を受け、経営会議の協議を踏まえ、社外取締役を含む取締役会において当該提案の執行を決定しております。

決定後は、当該提案した取締役が中心となり、迅速かつ適正に当該提案を実行しております。

報酬の構成としては、月額報酬と成果に応じた賞与で構成しております。

社外取締役の報酬は固定報酬のみとしております。

第4章 取締役会等の責務

【補充原則4-2①】

コンプライ

取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

社内取締役についての報酬は、業績にリンクする業績連動報酬及び非金銭報酬については導入しておらず、金銭報酬である固定報酬（毎月支給）および一定時期（7月、12月）に支給する賞与とし、社外取締役の報酬については固定報酬のみとしております。

個人別の支給額については、取締役会の中で「株主総会で承認された役員報酬限度額の範囲内」において取締役会で決定することとなっています。

また決定に当たっては「代表取締役に一任する」決議を頂いており、役位、職責、業績、他社水準、従業員給与の水準等を総合的に勘案して決定しております。

今後、指名・報酬委員会を設置し、報酬制度の設計等を検討して参ります。

【補充原則4-2②】

コンプライ

取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきである。

また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。

当社では、取締役会の決議事項として、長期ビジョンに基づく中期的な経営計画を策定し、サステナビリティを巡る取組みを行っています。

今後も経営資源の配分や、経営計画の実行状況に対して実効的に監督出来る環境づくりを持続的に行ってまいります。

第4章 取締役会等の責務

【原則4-3. 取締役会の役割・責務（3）】

コンプライ

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

当社取締役会は、取締役として株主の皆様からの経営の委任に応え、その職務と責任を全うできる適任者を候補者として選定しております。

関連当事者と会社間の取引の有無を確認する調査を実施し、「関連当事者の開示に関する会計基準」等の法令に基づき、その調査の結果を有価証券報告書にて適正に開示しております。

【補充原則4-3①】

エクスプレイン

取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである

経営陣幹部の選任や解任について、今後、指名・報酬委員会を設置し、手続きを明確にする体制づくりを進めて参ります。

第4章 取締役会等の責務

【補充原則4-3②】

エクスプレイン

取締役会は、CEOの選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOを選任すべきである。

【補充原則4-3③】

取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を確立すべきである。

当社取締役会は、代表取締役社長の選任にあたり、経営を実現するために手腕を発揮できる人材の中から、人格・見識、企業経営の経験、法律・会計等の専門性、学識経験など多様なスキルを有している人材を、今後設置する指名・報酬委員会の中で十分に審議のうえ、選任して参ります。

また、解任すべき事例が発生した場合においても、今後設置する指名・報酬委員会において十分審議を行います。

第4章 取締役会等の責務

【補充原則4-3④】

コンプライ

内部統制や先を見越した全社的なリスク管理体制の整備は、適切なコンプライアンスの確保とリスクテイクの裏付けとなり得るものであり、取締役会はグループ全体を含めたこれらの体制を適切に構築し、内部監査部門を活用しつつ、その運用状況を監督すべきである。

当社取締役会は、コンプライアンス推進部門（総務部）やJ-SOX推進部門（監査部）を設置し、リスク発生の未然防止並びにリスク管理に取り組む体制を構築しております。

コンプライアンス推進部門は、2019年9月に「コンプライアンス規程」を発展的に「SCR規程」として改定、また「コンプライアンス委員会規程」を「SCR委員会規程」として改定いたしました。

J-SOX推進部門は、財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスの適正性をモニタリングしています。監査等の結果は、代表取締役をはじめ監査役へ随時報告を行っております。

【原則4-4. 監査役及び監査役会の役割・責務】

コンプライ

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、監査役・外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

当社監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成しております。

3名とも社外監査役であり、内1名は独立した立場で監査役としての責務を果たしており、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

また、各監査役は、それぞれ高い専門知識や豊富な経験を有している者であります。

監査役全員がそれぞれの知識や経験を活かして、取締役会でも意見を述べております。監査計画は年度当初に策定しておりますが、監査役の判断で臨機応変に対処するようにしております。

第4章 取締役会等の責務

【補充原則4-4①】

コンプライ

監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。

また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

当社監査役会は、監査役3名中3名全員が社外監査役であり、独立性の高い構成となっております。特に常勤監査役は、取締役会はもとより、経営会議等の業務執行に関する重要な会議にも出席して意見を述べるなど、取締役と常時意見交換できる体制と環境を整えております。

また、監査役監査の結果については、監査役から社外取締役への個別説明の機会を設定しており、他にも各監査役が適宜社外取締役と意見交換を行うことなどによって、社外取締役との連携を図っております。

【原則4-5. 取締役・監査役等の受託者責任】

コンプライ

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

当社の取締役・監査役は、各ステークホルダーの皆様に対して必要な情報を適時・正確に提供するとともに、会社や株主共同の利益を高めるため、取締役会等の重要な会議に出席し、経営計画をはじめとする会社の重要事項の決定を行い、株主からの受託者責任を果たしております。

第4章 取締役会等の責務

【原則4-6. 経営の監督と執行】

コンプライ

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

当社は、取締役10名のうち社外取締役を3名選任しており、社外取締役が、独立した客観的な立場から、取締役会の業務執行を監督することにより、監督機能の強化を図り、経営の透明性の向上に努めております。

【原則4-7. 独立社外取締役の役割・責務】

コンプライ

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること

独立社外取締役には、専門的な知識と豊富な経験に基づき、独立した立場から経営方針や経営計画等に対して助言を頂くことが有効と考えております。

経営計画等への助言に加え、取締役における業務執行の監督及び取締役や主要株主等との利益相反取引の監督についても行っております。また、公正・中立の立場からステークホルダーの皆様方の意見にも配慮しております。

第4章 取締役会等の責務

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

コンプライ

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1（その他の市場の上場会社においては2名）以上選任すべきである。

また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社（その他の市場の上場会社においては少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社）は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。

当社は、今期より取締役10名のうち独立社外取締役を2名選任しております。2名ともに人格・識見ともに優れ、専門的な知識や豊富な経験を有し、一般株主との利益相反のおそれがないことから、その独立性に問題はなく、独立役員として登録しております。

社外監査役3名を含めた現行のガバナンス体制は、十分に経営の監督及び監視等の機能を果たしております。

【補充原則4-8①】

コンプライ

独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的を開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

当社社外取締役には、取締役会議案を事前に通知し、議案に対する理解を深めるとともに、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るようにしております。

第4章 取締役会等の責務

【補充原則4-8②】

エクспレイン

独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

当社では、「筆頭独立社外取締役」は決定していませんが、定期的に経営陣と社外取締役・社外監査役との意見交換会を開催するなど、経営陣との連携・調整が図れる体制となっております。

【補充原則4-8③】

対象外

支配株主を有する上場会社は、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも3分の1以上（プライム市場上場会社においては過半数）選任するか、または支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置すべきである。

当社は、支配株主（議決権のある株式の過半数を保有する株主）はありません。

第4章 取締役会等の責務

【原則4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

コンプライ

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。

また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

独立社外取締役の選任に当たっては、東京証券取引所の独立役員に関する判断基準を満たすことを条件に、当社の経営に対し助言・監督ができる、高い見識を持つ候補者を選任することとしております。

【原則4－10．任意の仕組みの活用】

エクस्पライン

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

当社は、現在任意に設置する委員会は設けておりませんが、指名・報酬委員会を設置することで、統治機能を更に高めて参ります。

第4章 取締役会等の責務

【補充原則4-10①】

エクスプレイン

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名（後継者計画を含む）・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会を設置することにより、指名や報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、これらの委員会の適切な関与・助言を得るべきである。

特に、プライム市場上場会社は、各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべきである。

当社は監査役会設置会社であり、独立社外取締役を2名選任しております。経営幹部の指名・報酬などに対する取締役会の機能については、取締役会において、独立した社外取締役及び社外監査役から客観的な立場で助言を得ておりますが、指名・報酬委員会を取締役会の下に設け、取締役会の機能の独立性・客観性・説明責任を強化して参ります。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

コンプライ

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。

また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

取締役候補者及び監査役候補者の選任にあたっては、当社が真のグローバル経営を実現するために手腕を発揮できる人材の中から当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有する者を選任しております。

特に監査役候補者の選任にあたっては、上記基準に加え、財務・会計・法務の知見を有する者を1名以上選任しております。

第4章 取締役会等の責務

【補充原則4-11①】

コンプライ

取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。

その際、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めるべきである。

当社の取締役候補者の選任にあたっては、取締役会の運営が効果的、効率的に実施できるように、豊富な知識と幅広い経験、実績等のバランス、多様性を勘案し、総合的に判断し決定しています。

【補充原則4-11②】

コンプライ

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。

こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

取締役及び監査役の他社役員の兼任状況については、毎年、株主総会招集通知及び有価証券報告書を通じ開示しています。

【補充原則4-11③】

エクスプレイン

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

取締役会の実効性に関する分析及び評価はこれまで実施していませんが、実効性の向上という観点から、今後分析・評価を実施し、その結果を開示して参ります。

第4章 取締役会等の責務

【原則4-12. 取締役会における審議の活性化】

コンプライ

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

当社取締役会は、社外取締役に対して、取締役会の議案について特に重要と思われる議案については事前説明を行っており、共通認識のもと取締役会に出席し、積極的に意見を述べ、議論に参加しております。

【補充原則4-12①】

コンプライ

取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

- (i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
- (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること
- (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- (v) 審議時間を十分に確保すること

当社では、取締役会審議の活性化を図るため、下記取組みを行っています。

- (i) 取締役会資料は、会日に先だってメール等を活用して配布し、各取締役及び監査役は、内容を熟知した上で取締役会に出席しています。
- (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じて取締役に対して追加説明及び追加資料の提供を行っております。
- (iii) 取締役会の年間開催スケジュールは、毎年12月の取締役会で決定し、取締役及び監査役に通知しております。
- (iv) 月1回の月例開催を基本とし、議題の項目数や開催頻度を適切に設定しています。
- (v) 審議時間について特段の制約を設定せず、十分な審議を尽くしております。

第4章 取締役会等の責務

【原則4-13. 情報入手と支援体制】

エクспレイン

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

当社取締役及び監査役は、その職務を遂行する上で必要となる情報について、関連する本社各部に対して情報や資料の提供を求めています。

また、支援体制については、取締役会・監査役会の事務局である総務部が中心となり対応しております。

取締役会の各議案に関する資料の内容、分量、及び事前配布や説明のタイミング等については、「取締役会の実効性評価」に関する確認、検証事項としており、その評価を通じて、情報の円滑な提供が確保されているかを確認して参ります。

【補充原則4-13①】

コンプライ

社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

当社取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、自身が保有する情報に不足がある場合は、関連する部門へ情報や資料の提供を求めています。

取締役会事務局は取締役に対し、重要情報の適時報告を実施しており、追加の情報提供や助言についても適切に対応しております。

また、当社監査役は、取締役会ほか重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程に基づく業務の執行状況を把握するとともに、監査を行うにあたって収集した情報に不足がある場合は、常勤監査役が中心となり、取締役や関連する部門に対して、説明や必要とする情報、資料の提供を求めています。

第4章 取締役会等の責務

【補充原則4-13②】

コンプライ

取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

当社取締役及び監査役は、業務遂行上、第三者の意見や視点が必要と判断される案件について、顧問弁護士や公認会計士、その他外部の専門家を会社の費用において活用できるよう考慮して参ります。

【補充原則4-13③】

コンプライ

上場会社は、取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。

また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

当社は、社外取締役や社外監査役へ必要な情報を的確に提供するため、連絡・調整を行う担当責任者を総務部及び監査部に配置し、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保しております。

【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

コンプライ

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。

このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

当社は、取締役・監査役について、事業・財務・組織等に関する幅広い知識を有している者から選任しており、就任に際し、外部講習等の必要に応じたトレーニングの機会を提供しており、その費用については会社で負担しております。

また、取締役会はこれらの対応が適切にとられているか確認することと致します。

第4章 取締役会等の責務

【補充原則4-14①】

コンプライ

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

取締役・監査役は就任時、必要に応じて、社内でオリエンテーションを行うとともに、外部の新任取締役・監査役セミナーに参加するなど、その役割・責務をはじめ役員として必要な知識を習得しております。

また、就任後も当社の経営課題、財務、法令遵守などに関する必要な知識の習得を適宜行っており、会社はセミナーや交流会などの機会を提供しております。

【補充原則4-14②】

コンプライ

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

新任取締役は就任時、外部セミナーの受講等、その役割、責務に係る理解を深める場を提供します。

また、就任後においても、それぞれ担当する分野についての専門的知識を高めるため、各セミナーへ積極的に参加しております。

第5章 株主との対話

【基本原則5】

コンプライ

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社では、経営推進本部担当取締役が統括するIR活動を通じ、当社グループの経営戦略や経営施策を明解に伝え、理解を得るよう努めております。

株主・投資家の皆様からの意見については、適切に取締役会へ報告し、企業活動への反映が図られるよう努めることで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に活用してまいります。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

コンプライ

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。

取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

当社では、毎年株主総会以外に、アナリストに対しての説明会を開催しております。（2020年度・2021年度についてはコロナ感染拡大により中止）

また、IR担当を限定し、株主に適正な投資判断を行っていただくために、インサイダー情報管理に留意しながら迅速に情報開示を行う等、個人投資家との対応も積極的に行っております。

第5章 株主との対話

【補充原則5 - 1 ①】

コンプライ

株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部、社外取締役を含む取締役または監査役が面談に臨むことを基本とすべきである。

株主の皆様との対話（面談）は、原則として経営推進部門で行っておりますが、株主の希望等に対して、社外取締役を含む各役員との面談にも、必要に応じて対応するよう検討してまいります。

【補充原則5 - 1 ②】

コンプライ

株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

- (i) 株主との対話全般について、下記 (ii) ~ (v) に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
- (ii) 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
- (iii) 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会やIR活動）の充実に関する取組み
- (iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
- (v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

- (i) 株主との対話については、経営推進本部担当取締役が統括し、公平性等の配慮ができる体制づくりを行っています。
- (ii) 経営推進本部は、経営計画の策定や推進状況の把握を行う経営企画部、IRや法務、株主対応を行う総務部、および財務・経理を担当する財務部を統括し、有機的に連携がとれる体制にしています。
- (iii) これまでアナリストに対しての決算説明会は実施して参りましたが、投資家説明会は実施しておりません。
- (iv) 株主総会等で出された意見については取締役会や経営会議において議論し、必要に応じて対策を講じることとしています。
- (v) 株主との対話の窓口を一本化することにより、インサイダー情報管理を適正に行ってまいります。

第5章 株主との対話

【補充原則5-1③】

コンプライ

上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

当社は、原則として年4回、実質株主調査を実施し、株主構造の把握に努めております。

【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

コンプライ

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

当社は、現在2019年に策定した「NPP経営3か年計画2021」に基づき経営を継続しておりますが、2021年度がこの経営計画の最終年度となります。

今後、現在の経営計画の総括を行うとともに、長期の経営ビジョンを踏まえ、2022年4月以降の計画を策定していく予定ですが、策定にあたっては出来る限り具体的に策定し公表してまいります。

【補充原則5-2①】

コンプライ

上場会社は、経営戦略等の策定・公表に当たっては、取締役会において決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況について分かりやすく示すべきである。

当社は3～5年間隔で経営計画を策定・公表しておりますが、基本的な方針、事業ポートフォリオについて、極力具体的に分かりやすく示すよう配慮してまいります。